

平成24年 第11回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成24年7月20日（金） 開始時刻 午後2時00分
- 2 場所 宇都宮市役所教育委員室
- 3 出席委員 藤原委員長，大場委員，大矢委員，松江委員，水越教育長
- 4 説明員 手塚教育次長，倉田教育監，佐々木学校教育課長
山越教育企画課長，上澤教育センター所長
- 5 書記 梓澤教育企画課長補佐，宇賀神学校教育課長補佐，渡辺係長，
田中係長，田上総括主査，渡邊主任主事，金田指導主事，
山口指導主事，飯田指導主事，鈴木指導主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題

(1) 審議事項

議案第33号 平成25年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

- | | |
|-----|--|
| 委員長 | ただいまから平成24年第11回宇都宮市教育委員会を開会いたします。
本日の審議案件のうち，議案第33号「平成25年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択」について，教科用図書採択事務の概要の説明につきましては，公開とし，採択の審議に関わることにつきましては，意思形成過程であること，かつ，公正な審議を確保する必要があることから，非公開として，よろしいでしょうか。 |
| | （全員了承） |
| 委員長 | また，「教科書採択審議の会議録」につきましては，会議録を作成し，情報公開請求があった場合，公開する取扱いとしております。本日についても，これまで同様会議録を作成することによろしいでしょうか。 |
| | （全員了承） |
| 委員長 | 本日の会議録の署名委員は，大場委員，大矢委員にお願いします。
なお，本年度の教科書採択に関する要望書等は提出されておりませんので，ご報告させていただきます。 |
| 委員長 | それでは，審議事項に入ります。 |

委員長 議案第33号「平成25年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の審議に入ります。

委員長 それでは、教科用図書採択事務の概要について説明願います。

学校教育課長 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条におきまして、小・中学校で使用する教科用図書は政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一のものを採択することになっており、「同施行令」第14条では、その期間を4年間と定めております。

なお、小学校教科用図書については平成22年度に、中学校教科用図書については平成23年度に、採択替えを行いましたことから、今年度については、昨年度採択したものと同一教科用図書の採択行為を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、学校教育法附則第9条に規定する、小・中学校の特別支援学級用教科用図書の採択につきましては、毎年異なる図書を採択することができます。

今日は、小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、今までに採択した図書は7ページ及び8ページのとおりですが、それに加えて、新たに図書を追加して採択するかどうか、御協議いただきます。

また、本市は、上三川町と共同採択地区を構成しておりますので、本市と上三川町は、種目ごとに同一の教科書を採択することになります。

次に、本年度におけるこれまでの採択事務と今後の予定について簡単にご説明いたします。

5月22日の第1回採択部会は、教育長、保護者代表、学識経験者、校長会代表の5名において構成され、調査観点についての承認等が行われました。

その後の6月25日の調査員会において、調査員が、県が調査研究を行った図書のうち、新たに追加されたすべての図書についての調査研究を行いました。その結果は、お手元の資料13ページから22ページの調査員会資料にまとめられております。資料の「調査研究資料」及び「調査研究総括用紙」は、「学習指導要領に示す目標内容に適合しているか」、「系統性・発展性及び他教科等との関連が考慮されているか」などの観点に照らして各出版社の図書を調査研究し、作成されたものでございます。

その結果をもとに、7月10日の第2回採択部会において、図書の選定を終了しております。

本日の教育委員会では、採択部会での選定結果を踏まえ、小・中学校の特別支援学級用教科用図書の採択をすることになります。

また、先ほどご説明いたしましたとおり、本市は、上三川町と、全種目で同一の教科書を採択することになっておりますので、7月25日に予定されております上三川町教育委員会における採択結果と本日の採択結果とが一致した段階で、はじめて採択決定となります。一致しない場合には、調整会議を一致するまで行うこととなっております。

特別支援学級におきましては、児童生徒一人ひとりの発達段階が様々でありますことから、地区で教科用図書を採択するのではなく、児童生徒一人ひとりの状況に応じて、使用する図書を担任が保護者の意見を聞きながら選ぶこととなりますが、その際教科用図書として使用することができる図書は3種類ございます。

一つ目は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」（検定本）は、通常の学級で使用する教科用図書でございます。

二つ目は、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」（著作本）は、特別支援学校用の教科用図書で、国語・算数（中学校では数学）・音楽の3教科に該当図書がございます。

三つ目は、「学校教育法附則第9条に規定されている図書」（附則9条図書）は、一般に市販されている図書の中から選定・採択して使用するものでございます。

各小・中学校の特別支援学級におきましては、これらの3種類の中から、毎年度、教科種目ごとに1冊ずつ、一人一人の状況に応じて使用する図書を選ぶこととなりますが、選ぶ際の考え方として順序性がございます。まずは、一つ目の当該学年用の検定済教科書を検討し、それが適当でない場合は、当該学年よりも下の学年の検定済教科書、または二つ目の文部科学省著作教科書の検討を行い、それでも適当でない時に三つ目の附則第9条図書を選ぶ、というような順序性がございます。

今回の特別支援学級用教科用図書の採択は、一般に市販されている図書を三つ目の附則9条図書（教科用図書）として選定してよいかどうかを判断することとなります。

次に、「2 河内地区特別支援学級用教科用図書採択の流れ」をご覧ください。河内採択地区における学校教育法附則第9条図書の採択につきましては、4年に1度、すでに採択されているすべての図書について、新しい学習指導要領や社会の動きに合っているかどうかなどを再調査するとともに、新たに追加したい図書についても調査を行います。その後の3年間は、新たに追加したい図書についてのみ調査研究を行うことになっております。今年度は、新たに追加したい図書についてのみ審議する追加採択の年になっております。

なお、附則9条図書の採択につきましては、文部科学省から「可能な限り

系統的に編集されるとともに、教科の目的に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと」との指導がございます。したがって、適切な図書がない場合は、採択されない教科が出ることもございます。

なお、附則第9条図書に関する法令につきましては、「3 関係法令」をご覧ください。また、文部科学省著作本、昨年度までに採択された附則9条図書については、資料2の最後に示してありますので、ご覧ください。

委員長

説明は終わりました。ご質疑等ございますか。

(特になし)

委員長

では、引き続き、審議に入ります。関係者以外の方は退席願います。

・・・・(非公開の審議の開始)・・・・

- ・平成25年度使用小・中学校教科用図書の採択について(決定)
- ・平成25年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について(決定)
- ・平成25年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について(決定)

・・・・(非公開の審議の終了)・・・・

委員長

次に、委員の皆様からご意見などあればお願いします。

(特になし)

事務局

他にないようですので、事務局から何かございますか。

委員長

[次回教育委員会の開催等について]

7月27日(金)午後2時00分 定例会 等

以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 14:50